

# トルコにおける商標の優先権主張について

Destek Patent, INC.

DESTEK PATENT は 1983 年に設立され、トルコの知的財産（IP）の管理と保護に関して優れた評価を得てきており、知的財産保護のすべての分野、特に工業所有権法、不公正競争、著作権、ライセンス、税関での押収、調停、合併および買収、会社法に関して、トルコ内外の多くの主要企業、中小企業、大学、研究機関のクライアントに対して助言と法定代理を提供している。

## 【概要】

トルコ産業財産法（法律第 6769 号、Sınai Mülkiyet Kanunu : SMK）によると、条約に基づく優先権主張はトルコの商標出願、意匠出願、特許・実用新案出願で享受することができる。優先権を主張するための要件は産業財産法および産業財産法施行規則に規定されている。本稿では商標について説明する。

## 【詳細及び留意点】

### 優先権主張に関する法律条文

産業財産法 第 12 条（優先権およびその効力）

(1) パリ条約もしくは世界貿易機関設立協定の締約国の国民である自然人、法人もしくはその権原承継人または当該国の国民ではないが当該国において居住しているかもしくは実際の商業上の事業所を有する者は、パリ条約の規定の範囲内で、当該人が当該国における管轄当局に正規になした出願の日後 6 月以内に、トルコにおいて同一の商標および同一の商品またはサービスの商標登録を出願するための優先権を享受する。この期間内に使用されない優先権は、喪失するものとする。優先権を享受するためには、最初の出願がなされた国の管轄当局からの優先権書類を入手することが必須である。

(2) (1)に定める自然人もしくは法人またはその権原承継人は、当該人がパリ条約および世界貿易機関設立協定の非加盟国において正規になした商標出願に基づいて、(1)に定める原則の範囲内で優先権を享受する。

(3) 第3条に定める自然人または法人であって、トルコにおける国内もしくは国際博覧会またはパリ条約もしくは世界貿易機関設立協定の加盟国における公式もしくは公認の博覧会で、商標出願対象の商品またはサービスを商標の下で展示し、かつ、商標の認証された複製を提示した者は、博覧会における展示後6月以内に、トルコにおいて同一の商標の登録出願をするに当たって優先権を享受する。

(4) 出願において指定された商標が使用される対象の商品またはサービスが、商標とともに、博覧会において公式開会日前に見ることができる方法で展示されている場合は、優先権期間は、商品が出展された日またはサービスが展示された日から開始するものとする。

(5) 博覧会において展示された商品またはサービスについて2以上の出願がなされている場合は、これらの商品またはサービスを最初に展示した者が、優先権の利益を享受する。商品またはサービスが同時に展示された場合は、最初の出願をなした者が、優先権の利益を享受する。

(6) 優先権に基づいて出願がなされた場合は、優先日後に第三者により出願され、かつ、同一または類似の商品またはサービスで同一または識別できない程類似の商標を対象とする出願は、拒絶されるものとする。

この条文では、パリ条約に基づく優先権について規定している。パリ条約または協定を締結する世界貿易機関の締約国のいずれかの国の国民である自然人または法人またはその権限承継人、または、その国民ではないが、本拠地があるか、または商業上の事業所を有する場合、出願日から6か月以内に、自国またはそれらの国のいずれかの知財庁に対して行われた商標出願を基に、他の加盟国に出願する場合、これらの2つの日付の間の期間中、パリ条約の規定に基づき、第三者による同一または類似の商品またはサービスに関する、同一または類似の商標および商標登録出願よりも優先されるものとする。

これらの条項によると：

・優先権を享受する人、およびどの出願が優先権を提供するか、が定義されている。

- ・ 第三者が提出する優先権の対象である登録出願の商品またはサービスの全部または一部を対象とする出願およびその名前で行われる商標登録が規定されている。
- ・ 優先権の適用範囲が、世界貿易機関設立協定およびパリ条約締約国以外にも拡張された。
- ・ 展示会や見本市での展示から生じる優先権を指定する条項は、欧州連合理事会規則 EU2017/1001 第 38 条に基づいて規定されている。この規定によれば、トルコの国内または国際的な展示会や見本市、または、公式または公式に認められた展示会や見本市で、商標が適用される商品またはサービスを商標の下に表示する産業財産法第 3 条に規定された自然人または法人は、パリ条約または世界貿易機関設立協定の締約国では、展示会での展示後 6 か月以内にトルコで同一商標の登録出願を行う際に優先権を享受することができる。
- ・ 展示会または見本市の前に商標とともに商品またはサービスを展示する場合の優先権の開始時期が規定されている。
- ・ 複数の申立がある場合、最初に出願した者が展示または見本市での展示から生じる優先権を享受する権利が規定されている。

#### 産業財産法 第 13 条（優先権効果の請求（request：主張）およびその効力）

- (1) 出願人は、出願とともに、請求手数料を納付することにより、使用を希望する優先権を主張するものとする。出願人が出願日後 3 か月以内に優先権証明書を提出しない場合は、優先権の請求は、なされなかったものとみなされる。
- (2) 優先権の効力および効果は、第 12 条に定める日から付与されるものとする。
- (3) 商標出願につき 2 以上の優先権が請求された場合は、優先権は、最初の有効な優先権の日から開始する。
- (4) 優先権の請求に関する手続および原則は、規則により決定されるものとする。

これらの条項によると：

- ・優先権の申請と優先権証明書が発行までの期間を規定している。
- ・優先権の効果と有効期限が規定されている。
- ・複数の優先権申請を提出する場合、有効なものに関する情報が規定されている。
- ・優先権の請求に関する手続と条件は、規則の下で規定されるとしている。

### 優先権請求に関する施行規則条文

#### 産業財産法施行規則 第 15 条（優先権の請求）

(1) 法律第 12 条および本規則第 6 条の規定に従って要求された優先権がトルコ特許商標庁（以下、「庁」とする。）によって適切であるとみなされる場合、商標登録証明書および登録簿に優先権に関する情報が記載される。

(2) トルコで開かれた国内または国際展示会での展示に基づく優先権の請求において、管轄当局から得られた、展示された商品またはサービスおよび商標が明確かつ完全に使用されたことを示し、展示会の公式開始日および商品が展示会に展示された、またはサービスが紹介された、および承認された商標のサンプルが提出された日付を示す、優先権証明書。

(3) パリ条約と世界貿易機関を設立する協定の締約国で開かれた展示での提示に基づく優先権の請求には、第 2 項で指定された証明書と商標の認証されたサンプルを添付しなければならない。

(4) 優先権の請求には、優先権が発生する出願国、日付および番号を記載するものとする。

(5) 複数の優先権の請求がなされた場合、優先権の請求ごとに別個の手数料を支払うものとする。

#### 産業財産法施行規則 第 16 条（優先権証明書の発行）

(1) トルコで正式に作成された商標出願に基づいて請求される優先権証明書は、料金の支払いに関する情報がトルコ庁に提出されていることを条件に、商標権者の請求に基づいて発行される。

【ソース】

- ・トルコ産業財産法（法律第 6769 号）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

- ・トルコ産業財産法施行規則（SINAI MÜLKİYET KANUNUNUN UYGULANMASINA DAİR YÖNETMELİK）

<https://wipolex.wipo.int/en/text/463332>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）